

定 款

株式会社エンプラス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社エンプラスと称する。
英文では、ENPLAS CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記製品用エンジニアリングプラスチックおよびその複合材料による各種精密部品および製品の製造、加工ならびに販売。
 - 1) 電気機器用各種製品
 - 2) 通信および電子機器用各種製品
 - 3) 光学機器用各種製品
 - 4) 自動車等輸送機器用各種製品
 - 5) 積算計、時計および計測器用各種製品
 - 6) 産業機器用各種製品
 - 7) 医療および健康機器用各種製品
 - 8) 事務機器用各種製品
2. 前号の機械設備、金型、治工具等の製造および販売
3. 文化・福祉・スポーツ施設等の運営
4. 前各号に関連する一切の事業
5. 各種事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、62,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第12条 当社は、株主総会の決議により、当会社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入、継続および廃止することができる。

- ② 当社は、当会社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第14条 当社は、埼玉県または東京都各特別区内で株主総会を招集する。

(定時総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(定 員)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は 10 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、監査等委員である取締役については選任後 2 年以内、監査等委員以外の取締役については選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集および決議)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役への業務執行の決定の委任)

第 31 条 当会社は重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭の分配をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

第 3 条（本店の所在地）の変更は、2026 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

昭和 55 年 6 月 13 日改訂
昭和 56 年 1 月 27 日改訂
昭和 57 年 3 月 31 日改訂
平成 2 年 3 月 15 日改訂
平成 3 年 6 月 27 日改訂
平成 6 年 6 月 29 日改訂
平成 10 年 6 月 26 日改訂
平成 12 年 6 月 29 日改訂
平成 14 年 6 月 27 日改訂

平成 15 年 6 月 27 日改訂
平成 16 年 6 月 29 日改訂
平成 18 年 6 月 29 日改訂
平成 21 年 6 月 26 日改訂
平成 24 年 6 月 28 日改訂
平成 26 年 6 月 27 日改訂
平成 27 年 6 月 26 日改訂
令和 4 年 6 月 27 日改訂
令和 8 年 6 月 26 日改訂